

計画の概要等を公告した事項を記載した書面

公 告

このたび清水町の一部を受益地域とする土地改良（清水御影地区（区画整理））事業を道営土地改良事業として施行することを申請したいので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 85 条の 2 第 2 項の規定により、次の事項を記載した書類とともにこの旨を公告します。なお、この受益地域内にある農用地の所有者でその農用地につき耕作若しくは養畜の業務を営まないもの、又はこの受益地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づき使用及び収益している者でその農用地又は農用地以外の土地につき、当該土地改良事業に参加しようとするものは、同法第 3 条の規定により、令和 8 年 10 月 5 日までに清水町農業委員会に申し出てください。

令和 8 年 9 月 25 日

上川郡清水町南 4 条 2 丁目 2 番地
清水町長 辻 康裕

記

- 1 土地改良事業計画概要書
- 2 事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準等を記載した書面